



人材不足の解決策として「外国人材」が注目されています。

鹿児島県では、農業・製造業・建設業・サービス業など多くの業種で外国人材の受け入れが進んでいます。このリーフレットでは外国人材をはじめて受け入れる企業向けに「特定技能」と「育成就労」という2つの制度の基本情報をわかりやすく解説します。

1 2つの制度を比べてみよう

在留資格	特定技能（1号・2号）	育成就労（新制度※1）
目的	即戦力となる外国人材の確保	人材育成をしながら労働力を確保
在留期間	・1号：最長5年 ・2号：更新しながら長期就労可能	原則3年（修了後、一定の要件を満たせば特定技能1号へ移行可能）
日本語・技能	・日本語能力試験N4相当以上 ※2 ・技能試験合格または育成就労修了が必要	日本語能力試験N5相当以上 （就労開始までに合格または国が定める要件を満たす講習を受講） ※2
転籍	可能（在留資格の変更手続きが必要）	条件付きで可能（1～2年経過後）
家族帯同	1号：不可 2号：可	不可
支援機関	企業が計画を策定し、登録支援機関へ計画実施を委託可能 ※3	企業が計画を策定し、監理支援機関が補助
向いている企業	即戦力を求める・すぐ現場で活躍してほしい	時間をかけて育てたい・長期的に関係を築きたい

※1 育成就労は技能実習に代わり2027年4月開始予定の新制度です。
育成就労＜特定技能1号＜特定技能2号 の順に技能レベルが高くなります。

※3 特定技能2号における支援は不要です。

※2 日本語能力試験N4：日常生活での簡単な意思疎通ができる / N5：ゆっくりとした短い会話で必要な情報を取得できる。

2 受け入れまでのステップ

特定技能の流れ

- 受け入れ可能分野の確認**
採用を検討する仕事、特定技能の対象となる分野に該当するか確認
- 人材の採用**
国内外から採用し、雇用契約を交わす
- 支援計画の策定**
企業が支援計画を策定し、登録支援機関へ計画実施委託可能。特定技能1号のみ必要。2号では不要。
- 在留資格・査証申請**
出入国在留管理庁等へ申請（1～2ヶ月）
- 就労開始・支援開始**
支援を実施しながら、就労開始

育成就労の流れ

- 受け入れ可能分野の確認**
採用を検討する仕事、育成就労の対象となる分野に該当するか確認
- 監理支援機関と契約**
監理支援機関と契約し、採用計画を立てる
- 人材の採用**
国内外から採用（海外からは送り出し機関を活用）し、雇用契約を交わす
- 育成就労計画の作成・認定申請**
監理支援機関の補助を受けながら育成就労計画を作成し、認定を受ける
- 在留資格・査証申請**
出入国在留管理庁等へ申請（2～3ヶ月）
- 就労開始・支援開始**
支援を実施しながら、就労開始

用語集

在留資格	外国人が日本で住んだり働いたりするために必要な資格。在留資格には様々な種類があり「特定技能」や「育成就労」は在留資格のひとつ。
登録支援機関	特定技能1号の外国人材を雇用する企業と契約し、外国人材の支援計画の作成・実施をサポートする機関。特定技能の場合、自社で支援計画の作成・実施することも可能。
監理支援機関	育成就労制度で外国人材を雇用する企業と契約し、外国人材の受入れ計画の作成支援、雇用あっせん、適正な就労の監理・指導を行う、許可を受けた非営利法人。
送出機関	外国現地で、日本での就労を希望する人材（特定技能や育成就労）を募集・選考し、現地での教育を経て日本の受入企業や監理支援機関へ紹介する機関。

受け入れ前に知っておきたいこと & 相談窓口

企業の義務・費用のめやす・よくある疑問

3 受け入れ企業の主な義務・注意点

特定技能	育成就労
● 雇用契約は日本人と同等以上の待遇 ● 支援は自社で実施または登録支援機関へ委託 ● 出入国在留管理庁への定期的な報告 ● 住居確保・生活オリエンテーションの実施 ● 社会保険・労働保険への加入（必須）	● 監理支援機関の指導・監査に従って受け入れ・育成 ● 育成就労計画に沿った業務・教育を実施し、特定技能1号への移行を目指す ● 日本語学習の機会・環境を提供 ● 時間外労働・労働条件の適正管理 ● 社会保険・労働保険への加入（必須）

4 受け入れにかかる費用の目安

費用項目	特定技能	育成就労
支援・監理費（月額）	2～5万円程度	3～6万円程度
人材紹介・送出手数料（受入時）	20～50万円程度	30～60万円程度
在留資格申請・手続き費用（受入時）	3～10万円程度	3～10万円程度

※費用は目安であり、実際の依頼先・分野・人数等により異なります。

5 よくある質問 Q&A

Q. 小規模な会社でも受け入れられますか？

受入基準を満たしていれば会社規模は問いません。受け入れ可能な人数に上限がある場合があります。

Q. 日本語はどの程度話せますか？

特定技能1号はN4以上、2号はN3以上（実務上）、育成就労はN5以上が目安です。なお、育成就労は就労期間中に日本語教育を実施することを重視する制度であり、特定技能1号への移行時にはN4以上に達する必要があります。

Q. 手続きは自社でできますか？

自社で手続きすることもできますが、初めての場合は、行政書士や登録支援機関・監理支援機関等の専門機関に相談しながら進めると安心です。

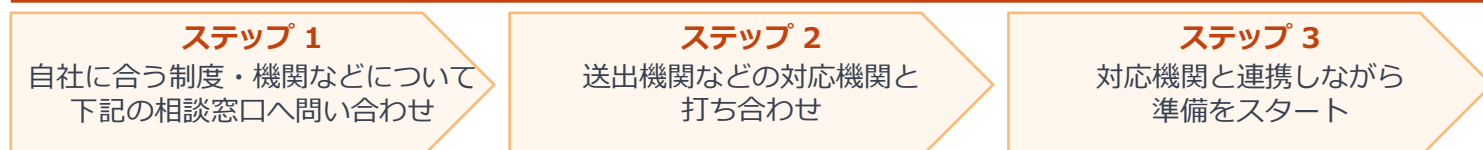
Q. どの国の人を採用できますか？

特定技能は国籍の制限はありません。育成就労は日本政府と協定を結んだ国の人材のみ採用できます。ベトナム・インドネシア・フィリピン等アジア圏からの受け入れが多い状況です。

Q. 育成就労と技能実習の違いは？

育成就労は技能実習から移行する新制度（2027年施行予定）です。労働力確保と人材育成を目的とした制度で、育成就労で働きながら、特定技能へキャリアアップし、長く働いてもらうことを目指します。

6 はじめの3ステップ



まずは気軽にご相談ください！

MAIL : jinzai@r-advance.co.jp TEL : 092-753-9911 受付 : 平日 9:00～17:00

アールアドバンス株式会社（令和8年度鹿児島県外国人材確保総合支援事業 事業運営委託先事業者）